

## 労働法の「女性中心アプローチ」 ——ジェンダー法との架橋を求めて——

浅倉むつ子(法学学術院・法務研究科)

### I 婦人労働問題研究から出発—オリジナリティを模索した時代

#### 1) 東京都立大学法学部へ(1967年～)

- ・受験勉強中に会った1966年12月20日の「住友セメント事件」判決
- ・東京都立大学法学部の労働法ゼミ—沼田稲次郎先生と梶井常喜先生
- ・限られていた就職口

#### 2) 東京都立大学の大学院へ(1971年～)

- ・「婦人労働者の権利」が関心事
- ・ドメス出版『婦人問題資料集成 全10巻』(1977年)のアルバイト
- ・博士課程へ進学(1973年) 島田信義先生、中山和久先生、青木宗也先生、山本吉人先生
- ・1977年の学会報告(「婦人労働と基準監督行政」)、1984年の学会報告(「性差別の類型と法規制の態様」)
- ・1982年 第1回野村賞(「婦人労働者の権利—その理念と構造」論文)
- ・「これでは主流の研究者にはなれない」→オリジナリティを探しあぐねた時期。

### II 雇用平等法理の日英比較—理論的支柱は何か

- ・1984年 東京都立大学法学部 講師
- ・1985年 第3回世界婦人会議・NGOフォーラム
- ・1988年 女性差別撤廃委員会(CEDAW)の「日本審査」傍聴
- ・日英の雇用平等法制の比較研究→女性差別撤廃条約の基本理念を支柱に

早稲田大学最終講義  
早稲田キャンパス 8号館 106 教室  
2019年1月17日(木) 16時30分

- ・ 1991年『男女雇用平等法論—イギリスと日本』(ドメス出版)  
→1991年第11回山川菊栄賞、1993年早稲田大学から博士(法学)
- ・ なお続いた「自信喪失」状態

### Ⅲ フェミニズムとの出会い、ジェンダーの視座

#### 1) アメリカで出会った「フェミニズム法学」

- ・ 1991年から1年間 ヴァージニア大学・ロースクール客員研究員
- ・ 「フェミニズム法学」の授業で出会った著作。  
Catharine A. MacKinnon, *Toward a Feminist Theory of the State*, 1989
- ・ 女性の問題はもっとも主流をなす研究テーマではないのか?
- ・ トーマス最高裁判事候補によるセクシュアル・ハラスメント疑惑。
- ・ 1992年6月 ベアテ・シロタ・ゴードンさんとの出会い。

#### 2) 「労働法のジェンダー分析」

- ・ INTELL (International Network of Transformative Employment and Labour Law) の国際会議
- ・ 第4回大会(南アフリカ・ケープタウン、1999年)、第5回大会(カナダ・トロント、2000年)、第6回大会(イタリア・カタニア、2002年)
- ・ 2004年3月の第7回 INTELL大会。京都・立命館大学で開催。  
テーマは「境界を超えて」。公開シンポジウムは「労働法のジェンダー分析」。
- ・ 「女性労働問題を周縁的なものになっている労働法の中にある強固な『男性規範性』こそ問題なのではないか」という確信。

#### IV 労働法の「女性中心アプローチ」

- ・労働法はどのように再構築されなければならないのか。いくつかの論文。
- ・単著『労働とジェンダーの法律学』(有斐閣、2000年)、単著『労働法とジェンダー』(勁草書房、2004年)、「労働法の再検討－女性中心アプローチ」(大沢真理編『ジェンダー社会科学の可能性第2巻』岩波書店、2011年に収録)。
- ・労働法は近代法に対するアンチテーゼとして「労働者」に〈承認〉を与えた。しかし包摂したのは「ペイド・ワーク(有償労働)」の担い手＝男性労働者。他者のためのケア労働(家事・育児・介護などの労働)を担う存在＝女性は常に周縁。労働者モデルの修正が必要→ジェンダーに敏感な視座をもつ「女性中心アプローチ」。
- ・従来の「女性労働問題」をジェンダー視座から分析し、それを労働法理論の中心にすえて、すべての労働者に広範に適用する試み。
- ・「男性規範性」にとらわれて苦悶する現実の男性労働者の〈承認〉の理論でもある。
- ・うしろめたさからの解放。「男性規範性」に彩られている学問こそ正統性が揺らいでいるのではないか。

#### V ジェンダー法との架橋を求めて

- ・男女共同参画条例づくり。  
2000年「東京都男女平等参画条例」  
2000年「埼玉県男女共同参画推進条例」
- ・2003年12月「ジェンダー法学会」創立。2004年4月のロースクール開設前に。
- ・第1回ジェンダー法学会は早稲田大学で開催。
- ・2004年4月 早稲田大学に。

- ・最近の二つの仕事について。

## 1) 包括的差別禁止立法の研究

- ・2010年～ 内閣府「障害者制度改革推進会議」の「差別禁止部会」に参加。障害をめぐる「社会モデル」という考え方から学ぶ→「障害法学会」。
- ・単著『雇用差別禁止法制の展望』(有斐閣、2016年)。  
「包括的差別禁止立法」を制定するために、禁止されるべき差別事由、その定義・形態はどうあるべきか、実効性の確保の仕組みなどの研究。
- ・「複合差別」をどのように禁止するかという問題。法的に解決すべき問題。  
白人女性より大きな被害を受ける黒人女性。黒人女性が昇進差別を受けている場合→白人女性が昇進していれば性差別は否定される。黒人男性が昇進していれば人種差別が否定される。特別な禁止規定が必要。

## 2) 「男女共通規制」と生活時間アプローチ

- ・共著『労働運動を切り拓く』(旬報社、2018年)。
- ・均等法制定時の議論→「保護か平等か」の攻防。
- ・均等法をめぐる語られてきたこと。「運動側の敗北」か？
- ・「男女共通規制」要求が広がらなかったのは、労働運動が男性中心だったから。
- ・「かえせ☆生活時間プロジェクト」。長時間労働によって奪われているのは大切な私たちの「生活時間」。時間短縮要求の意識改革。
- ・他者のケアを引き受けている「生活者」目線で労働時間をとらえること。1日の労働時間の上限規制こそ重要。奪われた生活時間は金銭ではなく時間で返せ。
- ・労働時間問題は労働組合だけの問題ではなく、女性問題、地域問題、国民的課題。